

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金、保険情報の照会 ④現況届の処理 ⑤認定請求・その他の届出の処理 ⑥マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受理及びお知らせ機能での通知 ⑦口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27条) ・番号法第9条第1項 別表の81、135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号 ・別表省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(番号法第19条第8号に基づく主務省令) (令和6年デジタル庁・総務省令第9号) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」が含まれる項(106) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの」が含まれる項(107)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号0859-68-5534
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務を行う上で、頻度はかなり少ないが人手を介在させる作業がある。 個人情報保護等のセキュリティ研修だけでなく、事務処理手順についてもマニュアル等を作成して引き継ぎができるようにするようにして、事務処理手順についても上司にチェックできる環境を整えるなど対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	1 関連情報 3 個人番号の利用 ② 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第56項並びに内閣府・総務省令第44条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27条) ・番号法第9条第1項 別表の81、135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号 ・別表省令第74条	事後	法令変更による
令和7年1月15日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二第74、75の項並びに内閣府・総務省令第40条、第40条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二第26、30、87、106の項並びに内閣府・総務省令第19条、第44条、第53条	・番号法第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(番号法第19条第8号に基づく主務省令) (令和6年デジタル庁・総務省令第9号) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」が含まれる項(106) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの」が含まれる項(107)	事後	法令変更による
令和7年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	新様式移行による
令和7年1月15日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [9) 従業者に対する教育・啓発] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 事務を行う上で、頻度はかなり少ないが人手を介在させる作業がある。 個人情報保護等のセキュリティ研修だけでなく、事務手順についてもマニュアル等を作成して引き継ぎができるようにするなど対策を行っている。	事後	新様式移行による